

医療介護情報引継ぎガイドライン・シート

Q & A

(令和5年3月版)

1. シートの作成意義	3
Q1-1 医療介護情報引継ぎシートと添付資料（看護サマリ、診療情報提供書、入院連携シート、地域連携パス等）の内容が重複している。医療介護情報引継ぎシートを作成する意味は。	3
2. シート作成要否（対象者となるかどうか）	4
Q2-1 在宅時患者情報（入院連携シート、かかりつけ医の紹介状、訪問看護サマリ）を持っていない患者についても、医療介護情報引継ぎシートを作成しなければならないか。	4
Q2-2 要支援の患者が入院中に要介護に変更となった場合、医療介護情報引継ぎシートを作成する必要があるか。	5
Q2-3 地域連携パスの対象者でも医療介護情報引継ぎシートを作成しなければならないか。	6
Q2-4 すぐに転院する場合でも医療介護情報引継ぎシートを作成しなければならないか。	7
Q2-5 すぐに在宅に戻る場合でも医療介護情報引継ぎシートを作成しなければならないか。	8
Q2-6 神戸市外に転院となる場合でも医療介護情報引継ぎシートを作成しなければならないか。	9
3. シートへの記入方法、記載する内容	10
Q3-1 かかりつけ医が複数ある場合に、医療介護情報引継ぎシートにはどう記入すればよいか。	10
Q3-2 転院するうちに、診療科が途中で変わる場合があるが、理由を医療介護情報引継ぎシートに記載すべきか。	10
4. 同意取得	11
Q4-1 かかりつけ医の紹介状を次の病院に引き継ぐ際には、患者本人または家族の同意をとればよいか。かかりつけ医の同意が必要か。	11
Q4-2 医療介護情報引継ぎシートを用いるにあたって、同意取得のタイミングはいつか。	11
5. シートの引継ぎ方法、引継ぎ時期	12
Q5-1 医療介護情報引継ぎシートの作成が転院に間に合わない場合、シートのみ後から送ってもよいか。	12
Q5-2 医療介護情報引継ぎシートをどのような方法で引き継いでいけばよいか。	12
6. 情報の取り寄せ	12
Q6-1 情報の取り寄せ依頼があった場合、どのような方法で提供すればよいか。	12

7. その他	12
Q 7-1 医療介護情報引継ぎシートは患者の目に触れるものか。	12

1. シートの作成意義

Q 1-1

医療介護情報引継ぎシートと添付資料（看護サマリ、診療情報提供書、入院連携シート、地域連携パス等）の内容が重複している。医療介護情報引継ぎシートを作成する意味は。

A 1-1

医療介護情報引継ぎガイドラインおよびシートは、転院を繰り返す患者の在宅時患者情報が途切れないようにするための仕組みです。医療介護情報引継ぎシートを見れば、患者情報(これまでの入院先や入院の原因となった疾患等)の概要がわかるようになっています。

シートの作成対象となる条件を満たす患者については、シートを作成いただくようお願いいたします。

2. シート作成要否（対象者となるかどうか）

Q 2-1

在宅時患者情報（入院連携シート、かかりつけ医の紹介状、訪問看護サマリ）を持っていない患者についても、医療介護情報引継ぎシートを作成しなければならないか。

A 2-1

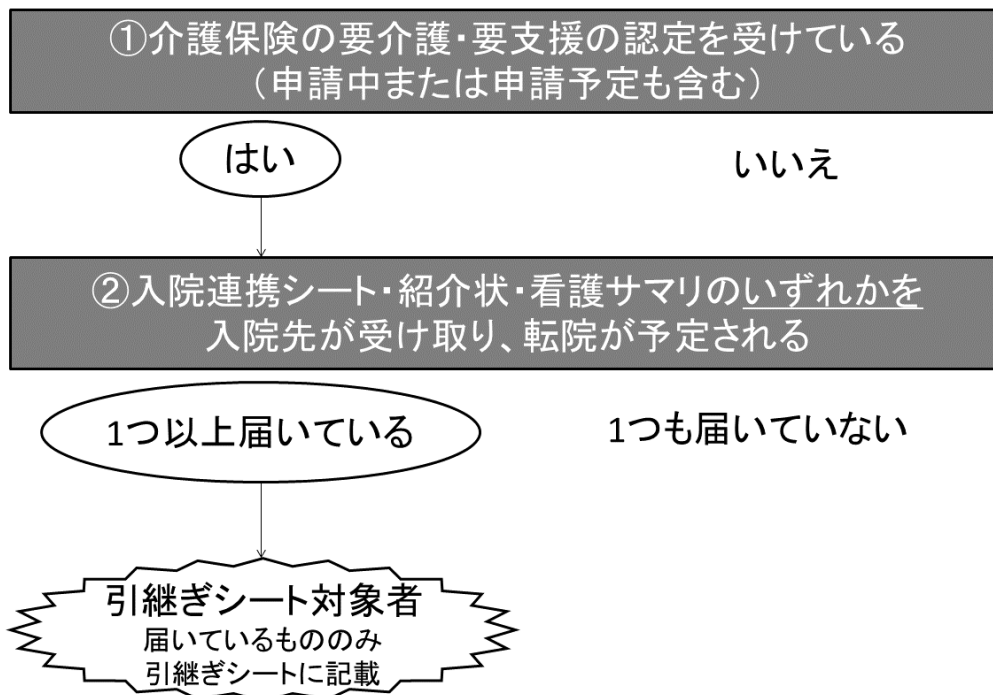
在宅時患者情報を持っていない場合は、シートの作成対象となる条件を満たさないため、シートの作成は不要です。

【シートの作成対象となる条件】（ガイドライン 3 ページ）

以下の2条件を満たした者

- ① 介護保険の要介護・要支援の認定を受けている者
（要介護・要支援の認定を申請中または申請予定の者も含む。）
- ② 入院連携シート・紹介状・看護サマリのいずれかを入院先が受け取り、転院が予定される者

※対象者フローチャート



Q 2-2

要支援の患者が入院中に要介護に変更となった場合、医療介護情報引継ぎシートを作成する必要があるか。

A 2-2

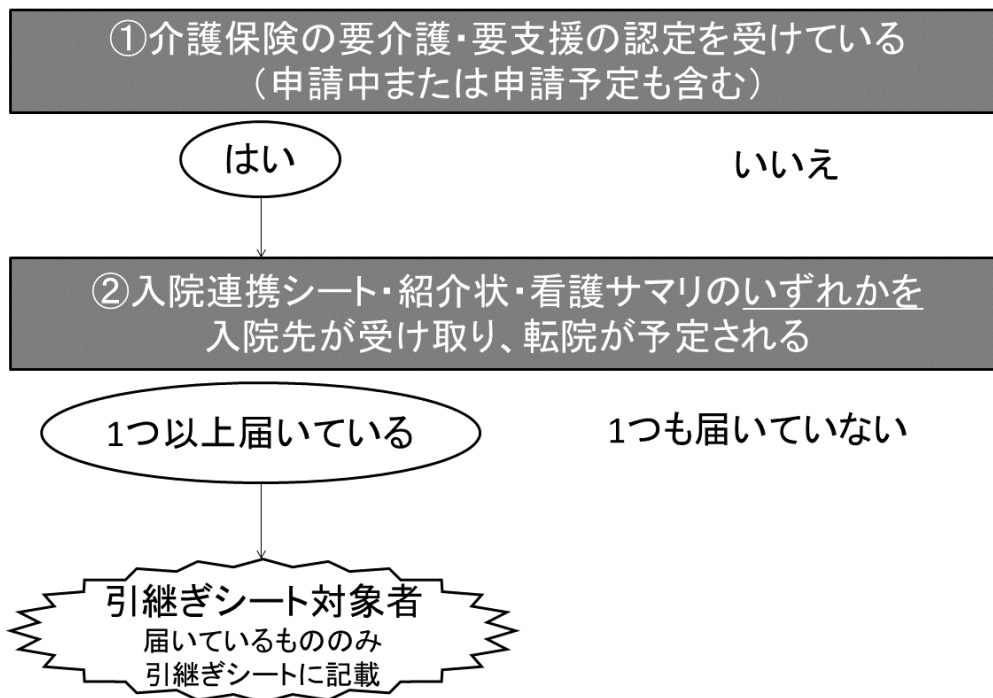
入院連携シート・かかりつけ医の紹介状・訪問看護サマリのいずれかを入院先が受け取り、転院が予定される場合は、シートを作成してください。

【シートの作成対象となる条件】（ガイドライン 3 ページ）

以下の 2 条件を満たした者

- ① 介護保険の要介護・要支援の認定を受けている者
（要介護・要支援の認定を申請中または申請予定の者も含む。）
- ② 入院連携シート・紹介状・看護サマリのいずれかを入院先が受け取り、
転院が予定される者

※対象者フローチャート



Q 2-3

地域連携パスの対象者でも医療介護情報引継ぎシートを作成しなければならないか。

A 2-3

地域連携パスの対象者でも、シートの作成対象となる条件を満たしていれば、シートの作成をお願いします。

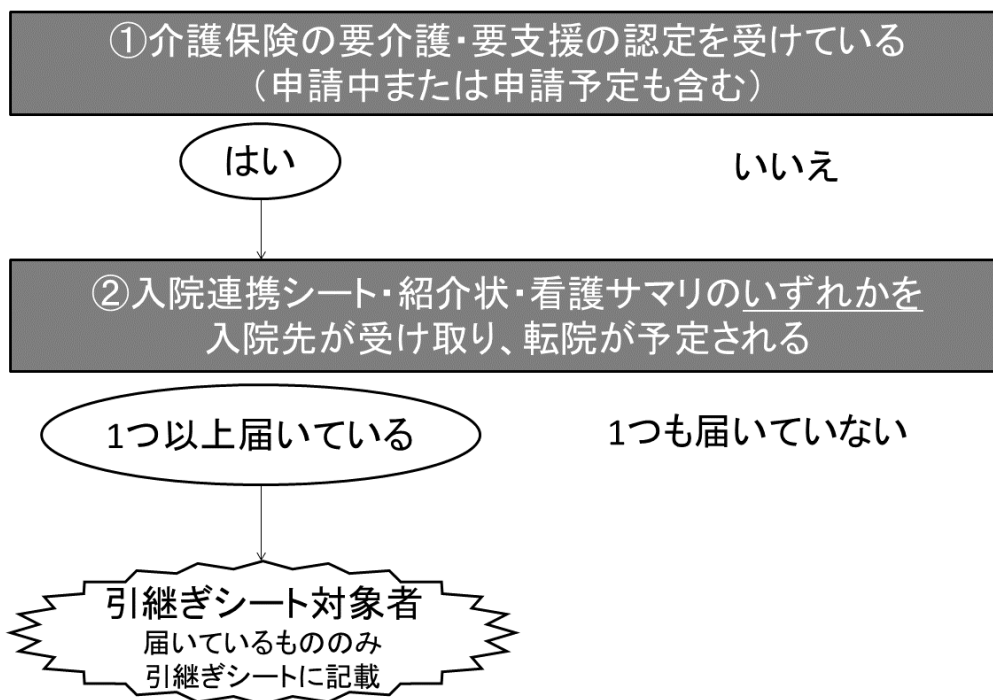
(地域連携パスを医療介護情報引継ぎシートとともに引き継ぐことで、情報が必要となった際の取り寄せ依頼先がわかりやすくなる利点があります。)

【シートの作成対象となる条件】(ガイドライン 3 ページ)

以下の2条件を満たした者

- ① 介護保険の要介護・要支援の認定を受けている者
(要介護・要支援の認定を申請中または申請予定の者も含む。)
- ② 入院連携シート・紹介状・看護サマリのいずれかを入院先が受け取り、
転院が予定される者

※対象者フローチャート



Q 2-4

すぐに転院する場合でも医療介護情報引継ぎシートを作成しなければならないか。

A 2-4

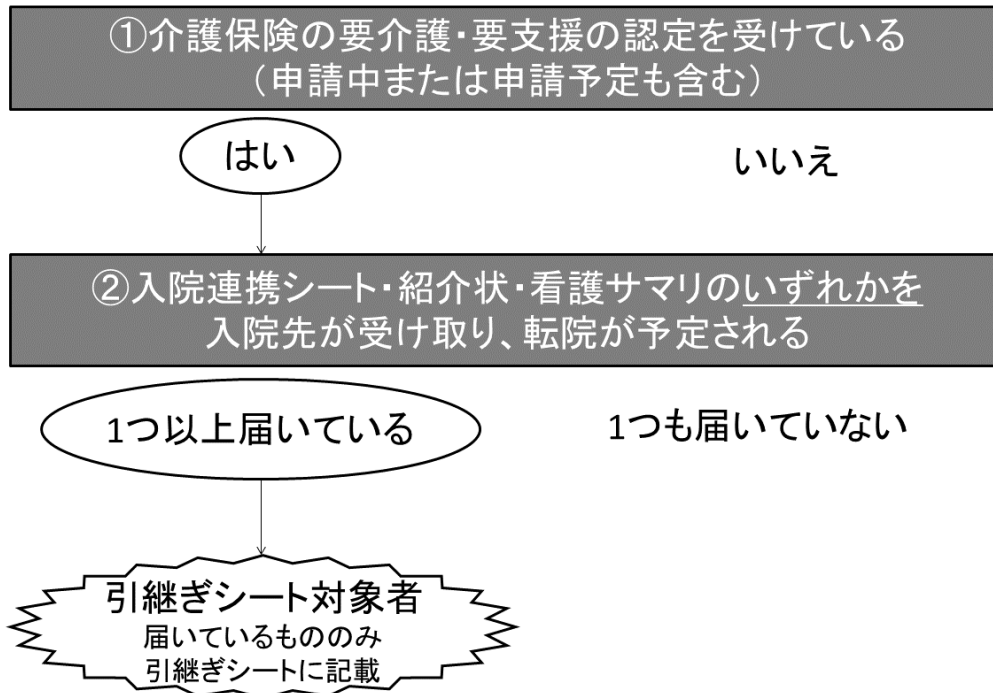
シートの作成対象となる条件を満たしていれば、シートの作成をお願いします。

【シートの作成対象となる条件】（ガイドライン 3 ページ）

以下の 2 条件を満たした者

- ① 介護保険の要介護・要支援の認定を受けている者
（要介護・要支援の認定を申請中または申請予定の者も含む。）
- ② 入院連携シート・紹介状・看護サマリのいずれかを入院先が受け取り、
転院が予定される者

※対象者フローチャート



Q 2-5

すぐに在宅に戻る場合でも医療介護情報引継ぎシートを作成しなければならないか。

A 2-5

転院が予定されない場合、シートの作成対象となる条件を満たさないため、シートの作成は不要です。

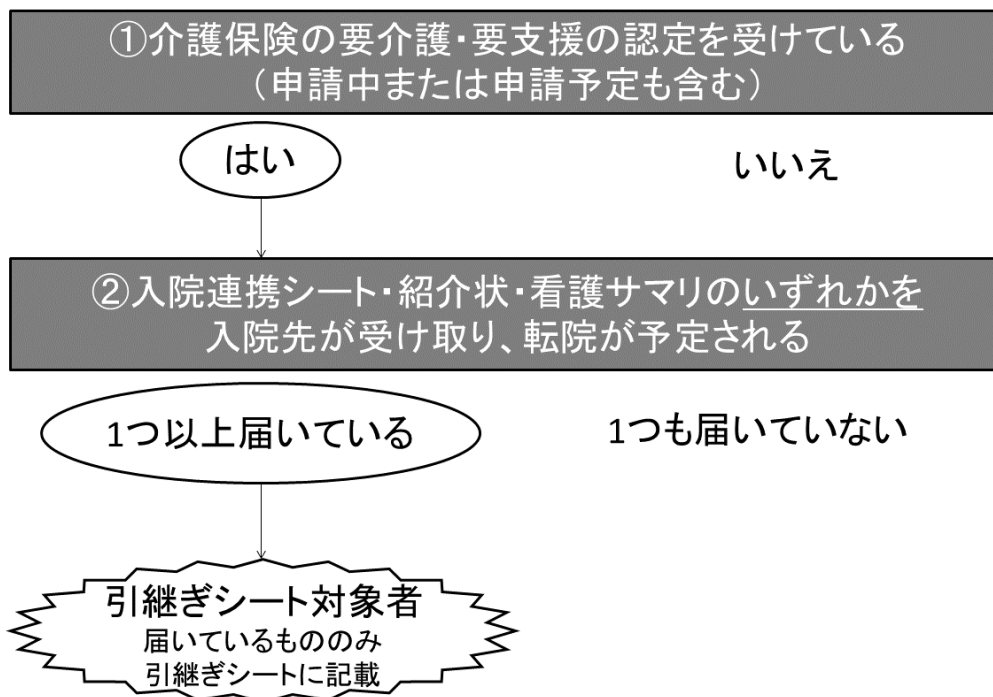
なお、シートの作成対象となる条件は下記のとおりです。

【シートの作成対象となる条件】（ガイドライン 3 ページ）

以下の 2 条件を満たした者

- ① 介護保険の要介護・要支援の認定を受けている者
(要介護・要支援の認定を申請中または申請予定の者も含む。)
- ② 入院連携シート・紹介状・看護サマリのいずれかを入院先が受け取り、
転院が予定される者

※対象者フローチャート



Q 2 - 6

神戸市外に転院となる場合でも医療介護情報引継ぎシートを作成しなければならないか。

A 2 - 6

医療介護情報引継ぎガイドラインおよびシートは神戸市版の仕組みですので、神戸市外に転院となる場合、シート作成は不要です。

3. シートへの記入方法、記載する内容

Q 3-1

かかりつけ医が複数ある場合に、医療介護情報引継ぎシートにはどう記入すればよいか。

A 3-1

スペースの都合上、シートのかかりつけ医欄に複数のかかりつけ医を書くことは困難と思われるので、紹介状のあるかかりつけ医 1 箇所をシートにご記入ください。

2 箇所目以降のかかりつけ医については、特記事項欄にご記入いただくか、かかりつけ医欄に「別紙のとおり」とご記入の上、連絡先等を記載した紙を添付してください。

Q 3-2

転院するうちに、診療科が途中で変わる場合があるが、理由を医療介護情報引継ぎシートに記載すべきか。

A 3-2

必須ではありません。

必要がある場合は、特記事項欄にご記入いただくか、「診療科変更の理由は別紙のとおり」とご記入の上、理由を記載した紙を添付してください。

4. 同意取得

Q 4-1

かかりつけ医の紹介状を次の病院に引き継ぐ際には、患者本人または家族の同意をとればよいか。かかりつけ医の同意が必要か。

A 4-1

患者本人または家族の同意を取得してください。

(参考) 医療法第一条四の三

「医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

Q 4-2

医療介護情報引継ぎシートを用いるにあたって、同意取得のタイミングはいつか。

A 4-2

転院先に看護サマリや診療情報提供書を渡す際、患者からの同意を取得していると思いますが、その同意取得と同じタイミングで医療介護情報引継ぎシートについても同意を取得していただくことを想定しています。

5. シートの引継ぎ方法、引継ぎ時期

Q 5-1

医療介護情報引継ぎシートの作成が転院に間に合わない場合、シートのみ後から送ってもよいか。

A 5-1

シートのみ後から送ってもかまいません。

Q 5-2

医療介護情報引継ぎシートをどのような方法で引き継いでいけばよいか。

A 5-2

紙や電子など、方法は特に指定しません。

6. 情報の取り寄せ

Q 6-1

情報の取り寄せ依頼があった場合、どのような方法で提供すればよいか。

A 6-1

紙や電子など、方法は特に指定しません。

7. その他

Q 7-1

医療介護情報引継ぎシートは患者の目に触れるものか。

A 7-1

医療介護関係者間でのみやりとりされ、患者の目には触れないことを想定しています。